

令和3年第8回田野畑村議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日	令和3年11月16日					
招集の場所	田野畑村役場					
開閉会日時	開会 令和3年11月25日			議長	鈴木隆昭	
	閉会 令和3年11月25日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	議席 番号	氏名	出席 等別	議席 番号	氏名	出席 等別
	1	中村芳正	出	6	畠山拓雄	出
	2	工藤求	出	7	上山明美	出
	3	上村浩司	出	8	中村勝明	出
	4	小松山久男	出	9	佐々木功夫	出
5	佐々木芳利	出	10	鈴木隆昭	出	
会議録署名議員	9	佐々木功夫		1	中村芳正	
職務のため議場に出席した者の氏名	事務局 局長	畠山哲	主査	三上恵美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村長	佐々木靖				
	総務課長	工藤光幸				
	地域整備課長	佐々木卓男				
	総務課主任主査	菊地正次				
	地域整備課 主任主査	工藤光昭				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年第8回田野畑村議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和3年11月25日（木曜日） 午後 1時00分開会

開 会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案第1号 準用河川長内川外河川道路災害復旧（1災230号・235号・413号・599号）
工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第6 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

閉 会

◎開会及び開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまから令和3年第8回田野畑村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い進行します。

◎会議録署名議員の指名

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番、佐々木功夫君、1番、中村芳正君を指名いたします。

◎会期決定

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付いたしました会期計画のとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、諸般の報告を行います。

村長から議案2件の送付があり、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より監査結果の報告書2件を受理しており、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、会議等関係でありますがお手元に配付しておりますので、ご了承願います。なお、関

係書類は事務局にありますので、御覧願います。

次に、宮古地区広域行政組合議会定例会の議決事件の概要を畠山拓雄君から報告願います。

6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 去る10月28日に招集された宮古地区広域行政組合議会定例会において審議された議案等につきまして、その概要をご報告申し上げます。

本定例会は、宮古市役所5階議場において午後3時に開議され、会期は1日限りでございました。

議案等は4件で、お手元に配付しております概要報告書のとおりでございます。

認定第1号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定しております。

決算の状況は、歳入決算額31億1,740万9,366円に対し、歳出決算額30億3,034万5,812円であり、歳入歳出差引残額は8,706万3,554円となっております。

議案第1号 令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,134万2,000円とするもので、これを原案どおり可決しております。

補正予算の内容についてでございますが、まず歳出について、3款衛生費、2項清掃費の補正は、各種保守点検委託料及び汚染負荷量賦課金の確定により減額補正するものでございます。

4款消防費、1項消防費の補正は、備品購入確定による減額補正のほか、緊急消防援助隊設備整備費補助金の決定に伴う財源補正でございます。

次に、歳入についてでございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金の補正は、令和2年度の繰越金並びに歳入歳出補正額を調整の上、減額するものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金の補正は、緊急消防援助隊設備整備費補助金の決定によるものでございます。

5款財産収入、2項財産売払収入の補正は、消防車両及び最終処分場車両の更新に伴い、不要となった車両の売払い収入を計上するものでございます。

6款繰越金、1項繰越金の補正は、令和2年度繰越金が確定したことにより計上するものでございます。

7款諸収入、2項雑入の補正は、資源物売払い代金の収入見込みにより増額補正するものでございます。

発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則でございますが、標準会議規則の改定に伴い、会議及び委員会の欠席理由について、具体例を挙げて明らかにするとともに、出席に伴う欠席届の提出可能な期間を明記しようとするものです。

また、委員会の議案の提出について、地方自治法に合わせて改正するほか、請願者に対し、提

出時に求められている請願書への「署名押印」を「署名又は記名押印」に改正するもので、これを原案のとおり可決しております。

議員派遣についてでございますが、消防指令業務の共同運用に係る研修会に議員を派遣することについて、これを決定しております。目的は、消防指令業務の現地調査により、知識及び理解を深め、円滑な議会運営に資するため、期間は令和3年11月4日となっております。派遣場所については、宮古地区広域行政組合消防本部となっております。

以上で報告を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 次に、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会定例会の議決事件の概要を上山明美さんから報告願います。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 去る令和3年10月28日に招集されました岩手県沿岸知的障害児施設組合議会定例会において審議されました議案等につきまして、その概要をご報告申し上げます。

本定例会は、宮古市役所議場において午前10時に開議され、会期は1日限りでございました。

議案等は2件で、お手元に配付しております概要報告書のとおりでございます。

認定第1号 令和2年度岩手県沿岸知的障害児施設組合一般会計歳入歳出決算につきましては、認定いたしております。

決算の状況は、歳入決算額1億9,252万6,293円に対しまして、歳出決算額は1億7,734万1,884円であり、歳入歳出差引残額は1,518万4,409円となっております。

議案第1号 令和3年度岩手県沿岸知的障害児施設組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ963万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,533万4,000円とするもので、原案のとおり可決しております。

補正予算の内容についてでございますが、まず歳入につきましては、3款県支出金、1項県負担金の補正は、障害児施設給付費等の収入見込みにより増額するものでございます。

6款繰入金、1項繰入金の補正は、はまゆり学園財政調整基金からの繰入れを取りやめるものでございます。

7款繰越金、1項繰越金の補正は、前年度繰越金を計上するものでございます。

次に、歳出につきましては、4款積立金、1項積立金は、今回の補正財源として使用した前年度繰越金の残額をはまゆり財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時09分）

再開（午後 1時10分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎行政報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行いたします。

日程第4、行政報告を行います。

佐々木村長。

〔村長 佐々木 靖君登壇〕

○村長【佐々木 靖君】 令和3年10月20日からの行政報告を行います。

主なものについてご説明いたします。

10月22日、道路関係4団体の合同要望といたしまして、盛岡市の河川国道事務所と東北地方整備局のほうに要望活動を行っております。

11月2日、盛岡で開催された第60回東北地方治水大会（岩手大会）に出席し、役員として開会の挨拶をしております。

11月4日、友好町村である青森県藤崎町長を表敬訪問いたしました。

11月10日、花巻市で開かれましたいわての地域づくり・道づくりを考える大会に出席し、役員として開会の挨拶をいたしました。

11月16日、東京上京を機に、友好市村である埼玉県深谷市長を表敬訪問いたしました。

翌17日は、思惟の森の会との友好がある早稲田大学総長を表敬訪問いたしました。

翌18日は、道路関係4団体合同要望といたしまして、財務大臣及び国土交通省道路局長を訪問し、要望活動を行いました。

翌11月19日でございますが、同じく道路関係4団体合同要望といたしまして、県選出国會議員等を回り、要望活動をいたしております。

以上でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 これで行政報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 次に進行いたします。

日程第5、議案第1号 準用河川長内川外河川道路災害復旧（1災230号・235号・413号・599号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第1号、タブレットで3ページ、それから説明資料ですと1

から9ページとなっております。準用河川長内川外河川道路災害復旧（1災230号・235号・413号・599号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和2年8月11日に議会の議決を経た準用河川長内川外河川道路災害復旧（1災230号・235号・413号・599号）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、準用河川長内川外河川道路災害復旧（1災230号・235号・413号・599号）工事。

2、工事場所、田野畑村明戸その11外地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前ですが、1億230万円、変更後9,958万4,100円、271万5,900円の減額となっております。

議案第1号の説明資料として、図面4枚、補足資料5枚の写真となっておりますので、御覧願います。資料4枚中の1枚目の図面を御覧ください。230号の準用河川長内川明戸その11工事ですが、復旧延長として23.7メートル、この場所は下閉伊生コン工場の上流域で、明戸川に流れ込む河川となっております。また、道路災害においては、採石場及び林業関係の方が山に出入りするための村道があります。

補足資料1枚目の230号の着工前及び完成状況の写真を御覧ください。プラス75からプラス100の全景の写真でございますけれども、長内川の氾濫により天然護岸が決壊し、一部根固めブロックが散乱している状況の写真でございます。右岸側にブロック積み工を施工しております。上の写真が着工前で、下の写真が完成の状況の写真となっております。

230号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は23.7メートル、コンクリートブロック積み工として72平米、根固めブロック12個、盛土20立米というふうになってございます。

次に、資料4枚中の2枚目の図面を御覧ください。235号の長内沢線明戸その12工事ですが、復旧延長として37.7メートルです。

次に、補足資料2枚目ですけれども、235号の写真を御覧ください。103Cから104Cプラス11の写真ですけれども、長内川の氾濫によりまして、水衝部となっているところの道路本体が決壊しております。決壊しているところにはブロック積み工を施工しております。上の写真が着工前、下の写真が完成状況の写真であります。

この235号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は37.7メートル、コンクリートブロック積み工として144平米、植生工が220平米、敷砂利として110平米となっております。

次に、資料4枚中の3枚目の図面を御覧ください。413号の長内沢線明戸その14工事です。復旧延長として97.5メートル、補足資料の3枚のほうの写真を御覧ください。着工前と完成の状況の写真ですけれども、129Cから130Cの写真です。これも先ほどと同じく長内川の氾濫によりまして、水衝部となっているところの道路本体が決壊しました。決壊しているところにはブロック

積み工を施工している状況であります。上の写真が着工前で、下が完成の状況の写真となります。

この413号の主な復旧工事概要とすれば、復旧延長は97.5メートル、大型ブロック積み工40平米、コンクリートブロック積み工が302平米、張り芝工を440平米というふうな内容になってございます。

次に、4枚中の4枚目の図面を御覧ください。599号の長内沢線明戸その13工事です。復旧延長として55.3メートル。次に、写真のほうを御覧ください。4枚目、5枚目の写真となります。119Cプラス10から120Cプラス9の写真ですけれども、山のほうからの水、路面水によりまして道路本体が決壊しております。決壊しているところには重力式擁壁工を施工し、ガードレールが設置されているという写真になっております。上の写真が着工前、下が完成の状況となります。

次に、もう一枚目ですが、121Cプラス3から123Cの写真ですが、同じように山からの水、あるいは路面水からの水によりまして道路本体が決壊しております。決壊しているところには重力式擁壁を施工し、ガードレールが設置されております。上の写真が着工前、下が完成状況の写真となります。

599号の主な復旧工事概要とすれば、復旧延長は55.3メートル、重力式擁壁工が148立米で、敷砂利が160平米となっております。

主な減額の工事内容についてご説明いたします。230号においては、現地精査の結果によりましてブロック積み工の数量を減工し、減額とするものであります。235号におきましても、現地精査の結果によりまして植生工の数量を減工し、減額とするものであります。413号においても、現地精査の結果によりまして張り芝工を減工し、減額とするものです。599号においても、現地の精査によりまして重力式擁壁工の数量を減工し、減額とするものでございます。以上が230号、235号、413号、599号の4か所の準用河川の長内川、長内沢線の河川道路災害復旧工事の主な工事概要となります。

完成工期は、令和3年11月30日を予定してございます。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社、代表取締役、熊谷朋之。

理由でございますが、準用河川長内川外河川道路災害復旧（1災230号・235号・413号・599号）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 準用河川長内川外河川道路災害復旧（1災230号・235号・413号・599号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット4ページを御覧ください。議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

タブレット、議案第2号関係の条例案概要を御覧ください。第1、改正の趣旨でございますが、岩手県の例に準じ、一般職の職員等の給与について、所要の改正をしようとするものでございます。

第2、改正案の内容でございますが、まず1つには第1条、第2条関係として、一般職の職員の期末手当の支給率を年間0.15月分引き下げ、現行の年間2.60月分を2.45月分にしようとするものでございます。それに伴い、表のとおり令和3年度分は12月支給分により調整を行い、現行の1.30月分を1.15月分とするものでございます。

2つ目として、同じく第1条別表関係として、医療職給料表（1）の職務5級に30から34号給を継ぎ足ししようとするものでございます。

3つ目として、第3条から第6条において、村長、副村長及び教育長並びに議会議員の期末手当の支給率を年間0.10月分引き下げ、現行の年間3.35月分を3.25月分にしようとするものでございます。それに伴い、表のとおり令和3年度分は12月支給分により調整を行い、現行の1.675月分を1.575月分とするものでございます。

なお、議案改正条例第7条、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、概要には特記してございませんが、一般職の条例の改正に伴い、附則において同条例を準用している部分について改正するものであり、支給率についての改正はございません。

第3、施行期日等（附則関係）でございますが、まず1つには今年の12月支給分に関する改正

施行として、議案改正条例の一般職に係る第1条関係、村長等の特別職に係る第3条関係及び議員に係る第5条関係、併せて第7条関係につきましては、基準日であります12月1日から施行しようとするものでございます。

2つ目として、令和4年度からの支給に関する改正施行として、一般職に係る第2条関係、村長等の特別職に係る第4条関係及び議会議員に係る第6条関係については、令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。なお、6月支給の期末手当等の基準日は6月1日となっております。

議案にお戻りください。提案理由でございますが、岩手県の例に準じ、一般職の職員等の給与について、所要の改正をしようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ちょっと確認というか、条例案の概要の2番目のところで医療職の給料表のところが出ているのですけれども、これは号給の30から34号がなかったのだけれども、今回の岩手県の例に準じたら、この号給が発生してきたというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 この給料表につきましては、県の条例改正等とは関係ございませんで、現在運用しております給料表において、給料が上がっていて、今最上級まで来ているということで、その上がなくなったものですから、そこを補足、制定するというところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 分かりました。一般職に比べて給料表は幅が狭いような気がして、上に行けないというふうな感じもあったので、私としては非常によく、今回引っ張られてそうなったのかなと思ったのですけれども、そういうことで改定になったということではいいことではないかなと思って、確認させてもらいました。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 職員給与そのものではないのですが、職員に関わる関係で、たしか5名ほどが職員採用試験に合格しているやに仄聞しているのですが、このうちの採用予定、あるいは予定者に対する村内、村外との関係はどのようになっているか、この機会にもし答弁できれば伺いたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時27分）

再開（午後 1時28分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 来年度採用予定でございますが、今お話しのとおり5名の予定でございます。内訳といたしましては1名が村内在住者、あと4名は市村外からの採用ということでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 職員は、別に村内からでなければならぬという、何もないわけですが、願わくば人口減というようなことが、田野畑にかかわらず、どこの市町村でも悩みなわけです。その辺を参考にしながら、極力村内に在住できるようであれば、なおかついいのかなと思うのですが、その辺。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 ただいまのご指摘のとおり、本来であれば村内在住者、あるいはUターン等で帰ってきていただくというのが理想であろうかというふうには思いますが、なかなか募集いたしましても村内在住者、それからUターン等の応募は、全くゼロというわけではございませんが、少ないという状況でございます。それによって、みんな同じ試験をやって、結果として先ほどお話ししたような人数、構成になっているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、先ほど理解しない、理解というか、答弁でちょっと確認をしますが、5名合格して、5名とも採用する予定ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 5名が合格ということで、採用の予定でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 私は、宮古広域の議員をやっておりまして、それで11月30日に広域の議会の臨時議会の予定だったわけですが、国会で決まらないために臨時議会は中止という連絡を郵送で昨日もらいました。

それで、今回端的な質問をしてみたいわけですが、決算議会で明らかになったことは、田野畑村の職員の給与体系、ラスパイレスで県下最低という状況のようですが、いろんなことを考えてみれば、今回臨時議会を開いて、期末手当の引下げが議案になっているわけですが、長の判断で、人事院勧告の関係もあるとは思いますが、引下げでありますから、やっぱりラスパイレス等で県下最下位というのはあまりいいことではないというふうに私も思っておりますので、差し障りがあるかないか、私は分からないのですが、人事院勧告に従わなければ、非常に田野畑村としていろんな不利益があるかどうか。私は、判断をして、他の市町村でも場合によっては、ある自治体では臨時議会を開かないで、引下げはしないと判断をした町もあるようなのですが、そういう

判断はできなかつたかどうか、村長からお聞かせをいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 人事院勧告とラスパイレスはちょっと別物だと思いますけれども、まず今回の人事院勧告の引下げにつきまして、国は新年度予算の夏で調整すると、県のほうは今度の12月で調整するというので、判断は首長に任せられたというふうに伺っております。私といたしましては、いずれ人事院勧告に従って、県に準じて今回提出、提案しているものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 常識どおりから考えれば、判断とすれば、私がかもし新村長の立場でもそうしたかもしれませんが、いずれお分かりだと思っておりますが、県下最下位という受け止め、それは何らかの格好でこれから解決するように。でも、私は差し障りがないのであれば、こういうときがチャンスだと思うのですが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 ラスパイレス、職員の待遇改善は、また別途考えていきたいと思いますが、人事院勧告、勧告でございますので、全国の市町村、自治体、国等と歩調を合わせて、その月数については同じにしていくべきだと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 分かりました。

それで、会計年度任用職員、会計年度任用職員という言葉は令和2年度から使っているのかな、要するにパートを含めた臨時職員なわけですが、この方々は今度の条例改正によって該当になるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 今回の改正によりまして、ただいまの会計年度任用職員の方々の率は引下げにはなりません。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 そうだと思うのです。単年度、単年度更新でありますから。そうすると、県に準じてほとんどの自治体が会計年度任用職員、県ももちろんやっているわけですが、どこの自治体もそういうふうに考えていいわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 全部詳しく調べているわけではございませんが、県においては引下げを行わないと、それから村はそれに準拠してございますので、引下げは行わないということですが、他の市町村では一般職と同じように引下げをるところもあるような話は聞いております。詳しく確認したわけではございませんが。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございせんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本臨時会に付された事件は全て議了いたしました。

令和3年第8回田野畑村議会臨時会を閉会といたします。

(午後 1時37分)